加古川市公告第５号

総合評価方式による一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の６及び第 167 条の 10 の２第６項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 31 年１月 11 日

加古川市長　　岡　田　康　裕

１　入札に付する事項

事業名称	（仮称）神野台学校給食センター整備及び運営事業
業務内容	（仮称）神野台学校給食センター整備及び運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）「Ⅰ　事業概要」のとおり
履行期間	
予定価格	入札説明書「Ⅳ 入札に関する事項」のとおり

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札説明書「Ⅱ 入札参加者に関する条件」のとおり

３　契約条項を示す場所

入札公告時に基本契約書（案）、建設請負契約書（案）、及び管理運営委託契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という）を示す

４　入札の場所及び日時

場所	加古川市役所 消防庁舎４階 入札室
日時	平成 31 年４月 19 日（金）午後３時

詳細は、入札説明書「Ⅳ 入札に関する事項」のとおり

５　入札保証金に関する事項

免除

６　入札に関する条件

入札説明書「Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項」及び「Ⅳ 入札に関する事項」のとおり

７　無効とする入札に関する事項

入札説明書「Ⅳ 入札に関する事項」のとおり

8　落札者決定基準に関する事項

（仮称）神野台学校給食センター整備及び運営事業落札者決定基準のとおり

9　前払金又は部分払に関する事項

建設請負工事	設計	前払金なし　部分払なし
	工事監理	前払金なし　部分払なし
	建設工事	前払金２回（平成 32 年度１回、平成 33 年度１回） 各年度の工事が 90 日以上で前払金を受けた場合 中間前金払あり 部分払４回（平成 32 年度３回、平成 33 年度１回） 平成 32 年度の出来高は提案による。 平成 32 年度の支払限度額は、出来高に 0.9 を乗じた額とする。 ※中間前金払か部分払のいずれかを選択すること。なお、契約締結後の変更は認めない。 ※中間前金払を選択した場合においても、平成 31 年度の出来高精算に限り部分払を認める。
開業準備業務	前払金なし、部分払いなし（開業準備業務完了後に支払う）	
管理運営委託業務	前払金なし、部分払いあり（運営期間中に四半期ごとに支払う）	

建設請負工事は加古川市の建設工事に係る規程に準じる。また、別添の事業契約書（案）を参照すること。

10　その他

この公告によるもののほか、入札に関して必要な事項は、入札説明書を参照すること。

本事業に係る契約は、加古川市議会の議決を得たときに本契約として効力を生じるものとする。